

# 広報 じんけん

編集・発行 / 川西市人権推進課  
〒666-8501 川西市中央町12-1  
☎ 072-740-1150  
FAX.072-740-1151

～ 出会い 気づき 発見 ～

人権擁護都市宣言のまち 川西市

平成30年度

「人権文化をすすめる県民運動」に伴う

## 人権川柳コンテスト

### 優秀賞

こんにちは

だいすきになる

おまじない

◆小学生低中学年の部

牧の台小学校2年 筒井美有さん

その命

世界に一つの

宝物

◆小学生高学年の部

陽明小学校5年 鈴木望央さん



大丈夫

あなたの声が

救いの手

◆中学生の部

東谷中学校1年 中井音璃さん



## 受賞作品の紹介

今年度も「人権川柳コンテスト」

に小・中学生の皆さんを中心に多数

ご応募いただきました。

その中で、優秀賞に選ばれまし

た4作品をご紹介します。

受け止める

心のゆとりが

和をつくる

◆一般の部

川西小校区人権啓発推進委員会

秋田修一さん



## 第9回 人権フォト写真 コンテスト in かわにし

人権の視点で身近な風景を写してみませんか

〈共通テーマ〉「共生」

〈応募資格〉市内在住、在勤、在学の人

〈賞〉最優秀賞 1点 副賞(商品券5千円分)  
優秀賞 2点 副賞(商品券3千円分)  
佳作 3点 副賞(商品券1千円分)  
※高校生(18歳)以下はすべて図書カード

主催 / 川西市 〈問合せ〉人権推進課 ☎740-1150  
※応募方法などの詳細は人権推進課HPなどをご覧ください。

作品募集中

締め切り  
9月28日  
(金)



昨年の優秀作品



# 平成28(2016)年に公布・施行された 「ヘイトスピーチ解消法」って、どんな法律？

※「～対策法」、「～規制法」ともよばれています。

◆この法律の正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」平成28年法律第68号です。  
(※「本邦」とは、「日本」という意味です。)

## 【法律の要約】

### 〈前文〉

我が国においては、近年、外国等の出身であることを理由として、その出身者又は子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動(せんだう)する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することはできない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。



### 〈目的〉

**第1条** この法律は、外国出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり、その解消に向けた取組を推進することを目的とする。

### 〈定義〉

**第2条** この法律において「不当な差別的言動」とは、外国出身者等に対して差別意識を助長し、公然と危害を加えることを告知し又は、著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動する言動をいう。

### 〈基本理念〉

**第3条** 国民は、このような不当な差別的言動の解消の必要性を理解し、差別的言動のない社会の実現に努めなければならない。

### 〈国及び地方公共団体の責務〉

**第4条** 国は、このような不当な差別的言動の解消に向けた取組を実施するとともに、地方公共団体に必要な助言などを行う責務がある。

2 地方公共団体も、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めること。

### 〈相談体制の整備〉

**第5条** 国及び地方公共団体は、外国出身者に対する不当な差別的言動に関する相談体制を整備すること。

### 〈教育・啓発活動の充実等〉

**第6条・第7条** 国及び地方公共団体は、外国出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動及び啓発活動を実施すること。

## Q 実際、ヘイトスピーチの具体的内容とは？

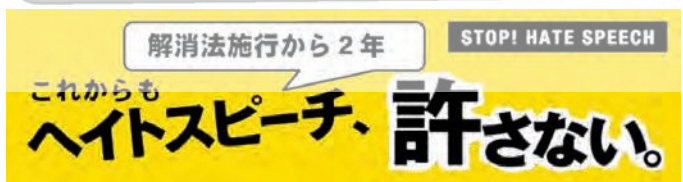
### ★ヘイトスピーチの具体例★ (※法務省HPから)

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの  
(「○○人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの  
(「○○人は殺せ」、「○○人は海に投げ込め」など)
- (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの  
(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)



## ～ヘイトスピーチを巡る主な動き～

- 2013年 東京・新大久保や大阪・鶴橋でヘイトスピーチデモが激化
- 2014年 京都の朝鮮学校前での街宣活動を「人種差別」と認定した判決が最高裁で確定
- 2016年  
1月 大阪市で全国初のヘイトスピーチ抑止条例が成立  
6月 ヘイトスピーチ解消法が施行
- 2017年 大阪市がヘイトスピーチと認定した動画の内容や投稿者のアカウント名を公表
- 2018年  
3月 川崎市が公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインを試行



※「ヘイト(hate)」⇒ 憎しみ、憎悪

## 川西市においては、「(在日)外国人に関する人権課題」について、どのような方針(考え方)ですか？

### 『川西市人権行政推進プラン(改定版)』から 平成27(2015)年4月〈抜粋〉

プランの22ページ

#### 具体的な 人権課題

…(6)外国人の項で  
以下のとおり



#### 【現状と課題】

情報通信技術や交通の発達などにより、日本経済・社会・文化などのグローバル化が進み、それに伴い在外国人は増加しています。

本市においても、平成26(2014)年10月末現在、約41カ国、約1,208人の外国人住民が居住しており、国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生の地域づくりを推進する必要があります。

……(略)

一方、平成6(1994)年に※『川西市在日外国人教育指針』を策定し、子どもたちに対する教育の推進を図ってきました。

しかしながら、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題のほか、その他の在日外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、さまざまな人権問題が発生しています。

……(略)

在日外国人に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、その人たちのもつ異なった文化や多様性を認め、受け入れることができれば、私たちの伝統文化そのものを再認識することにもなり、より豊かな生活文化を築くことができます。また、真の国際化を進めるためにも「誰もが住みやすく活動しやすい」まちづくりを進める必要があります。

在日韓国・朝鮮人に対しては、その人たちが現在、日本に定住している歴史的経緯を正しく認識することが重要です。

基本的には、日本人と在日外国人とが互いの人種・民族に対する相互理解を深め、同じ地域でともに暮らす市民であるという視点をもって人権教育・人権啓発に取り組む必要があります。



### ※『川西市在日外国人教育指針』から 平成6(1994)年4月から〈抜粋〉

在日外国人教育は人間尊重の精神を基盤に、国籍や人種、民族などによる差別や偏見のない心の醸成に努め、国や民族についての相互理解をもとに国際理解を深め、共に生きる社会をめざす教育である。

……(略)

そして、在日外国人幼児・児童・生徒の大多数を占める韓国・朝鮮籍の子どもたちのほとんどが本名を名乗れず、通称名で学校生活を送っている。

そのことは、未だ、少なからぬ日本人に、韓国・朝鮮人に対する偏見や不合理な差別意識が根強く残っていることを示している。……。

在日外国人教育を推進していくにあたっては、歴史的な事情の中で日本に移り住み、その二世、三世として在日する韓国・朝鮮籍の幼児・児童・生徒の場合と、一定期間日本に在留し、日本の幼稚園・学校で学ぶ在日外国人幼児・児童・生徒の場合があることを踏まえ、その実



態を明確に把握していかなければならない。

日本にとって、韓国や朝鮮は最も近い隣国であり、古くから日本と文化的な交流の深い国であった。

古代から中近世における日本文化形成の基盤となった米づくりや建築技術、文学など、多くのものが朝鮮半島からの渡来人によってもたらされた。朝鮮は、日本にとって文化的先進国であり、日本文化の形成、発展に貢献してきたこれらの渡来人やその子孫は、日本人に大いに尊敬されてきた。

……(略)

戦後、祖国での生活が困難な状況であったことや、日本政府によって適切な帰国措置がとられなかったこともあり、多くの人たちが在日を余儀なくされ、現在に至っている。

……(略)

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に、朝鮮半島と日本との過去の歴史的な事実や、現在の在日韓国・朝鮮人の生活背景を正しく認識し、日本人の在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、在日韓国・朝鮮人の幼児・児童・生徒が民族的な誇りと希望を持って生きていける社会を目指す積極的な教育の推進が必要である。

■現代社会のさまざまな人権侵害や差別事象は、多くは人々の「予断と偏見」にもとづいています。その「予断と偏見」は、多くは、正確な知識の不足から生じているといっても過言ではありません。そのことにつきましては、上記の人権行政推進プランや在日外国人教育指針でも触れているところです。

今、インターネット(SNS等)が普及し、さまざまな情報に接する機会が、昔と比べようがないくらいの格段の差があります。これらの状況の中で、私たちは、日々それらの情報の真偽を判断していかなければなりません。そのためには、いかに正確で、真実にもとづいた「知識」を習得していくかにかかっています。

**川西市としても、その一端を担うことを責務と考えています。**



# セクシュアルマイノリティ(性的少数者)当事者からの発信



川西市総合センターで毎月1回、開催されている「セクマイ相談・学習会」は、2018(平成30)年3月で100回目の開催をむかえました。2009(平成21)年9月の第1回目から8年7ヵ月、「セクマイ相談・学習会」は、セクシュアルマイノリティの正しい知識を学ぶための当事者と共に話し合える場として、そして、当事者にとって身近な居場所になって欲しいと思い、開催してきました。

最初の1年は、当事者の参加は無く、半年間、参加者がいない時もありました。しかし、「セクマイ相談・学習会」を開催し続けること、川西市にあるということは、当事者への「居場所があるんだよ。」という発信だと思いました。

市内の当事者のほとんどの人は、クローゼット\*1で見えない存在で生活をしていると思います。そんな当事者にとって「セクマイ相談・学習会」に来ることは、当事者であることがバレるのではないかと恐怖で、なかなか勇気を出して来ることが出来ないかもしれません。

でも、私は「ここに当事者がいるよ。一人ではないんだよ。ありのままの自分で生きていいんだよ。」と伝えたい思いで、「セクマイ相談・学習会」を続けてきました。

また、セクシュアルマイノリティについて学んでもらえる、当事者と共に話し合える場としても開催してきました。当事者の周囲の人たちの理解こそ、必要だからです。そして、当事者の声を聞いて、当事者を支援する「アライ」\*2の方々が、この「セクマイ相談・学習会」からつながり、増えていきました。

セクシュアルマイノリティへの取り組みは、当事者だけでは出来ません。当事者の声を聞き、支援者である「アライ」の人たちの協力も必要なんです。

私は、「セクマイ相談・学習会」での取り組みが、「いつか、『社会が変わる』ことへつながれば…」と願ってやってきました。今、社会は変わってきています。どんどん社会は変わっていくと思います。

「セクマイ相談・学習会」が100回目をむかえられたことを、アライの皆さまと参加して下さった皆さまへ、この場をかりまして、心から感謝の気持ちを伝えたいと思います。ありがとうございました。

川西市に2018(平成30)年の2月、当事者と支援者らでつくる、セクシュアルマイノリティ支援団体『レインボー・ツリー』を立ち上げました。 ※「レインボー・ツリー」のメール([rainbow\\_tree\\_info@yahoo.co.jp](mailto:rainbow_tree_info@yahoo.co.jp))

## 「川西市から変わる」…そして、「日本も変わる」

セクシュアルマイノリティへの偏見・差別を解消し、性の多様性を認め合う社会の実現に向けて、川西市からの取り組みが「社会を変える」のを、これからも、私は願っております。

〈文〉●大森 美千代(当事者・レズビアン)

「セクマイ相談・学習会」セクマイ相談員／「レインボー・ツリー」共同代表

\*1「クローゼット」とは、周囲に隠し、秘密にしていること。カミングアウトの反対。

\*2「アライ」とは、セクシュアルマイノリティを理解し支援するという考え方、あるいはそうした立場を明確にしている人々。英語のAlly(支援者)より。



6色のレインボーカラーは、性の多様性を表しています。

## 総合センター「セクマイ相談・学習会」無料

セクシュアルマイノリティ(レズビアン〈女性同性愛者〉・ゲイ〈男性同性愛者〉・バイセクシュアル〈両性愛者〉・トランスジェンダー〈心と体が一致しない人〉など、多様な性を生きる人たち)に関する相談、学習を毎月第4木曜日の午後1時半から午後4時まで行っています。主催者サイドからは、レズビアン当事者の相談員「みっちゃん」と総合センターの相談員が参加しています。



## 【川西市・特設人権相談】※予約優先 ☎740-1150

●毎月第3金曜日の午後1時～4時 市役所3階人権推進課相談室で市内の人権擁護委員2名が相談をお受けします。

●お急ぎの時は、(公財)兵庫県人権啓発協会の人権電話相談へ ☎078-242-5355 平日9時～17時